

# ソーシャルワークにおける家族支援の軌跡

菊 池 信 子

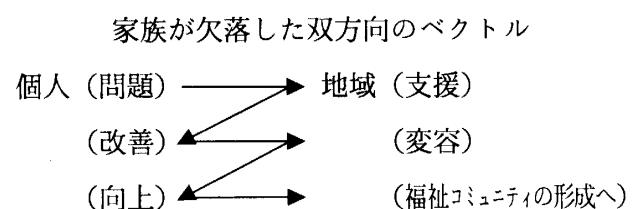
## はじめに

本稿では、日本のソーシャルワークにおける家族支援の軌跡について検討する。ソーシャルワークの概念について、太田は「ソーシャルワークとは、人間と環境からなる利用者固有の生活世界に立脚し、より豊かな社会生活の回復と実現への支援を目標に、独自な支援レパートリーを的確に活用し、社会福祉諸サービスの提供から、利用者との参加と協働を通じた課題解決への支援活動であり、さらに社会の発展と生活の変化に対応した社会福祉の維持、その諸条件の改善・向上へのフィードバック活動を包括・統合した支援の展開過程である。」としている。このような観点に立つと、ここでいう人間とは、生活ニーズをもつ個人をさすと考えてみることが至当であろう。

近代社会において人間は、マードックのいうところの最小単位の集団として家族に属し、現実の生活を営んでいる<sup>注1)</sup>。また、現代生活の特色をみると、生活形成が生活の枠組みの内部的条件に規定されるより外部的条件に規定されるようになっていることが指摘されている<sup>注2)</sup>。ここでいう外部的条件には、商品市場からのモノ・サービス、社会保険・社会福祉制度の個別利用、生活共同施設の3つがあげられている。すなわち、現代社会に生活するわたしたちは、普遍的なものと化した社会福祉を基礎的生活に組み込んだ生活を営んでいるのである。ひとりぐらし、同別居などの多様な家族形態を含め、個人は家族と交錯しながら、その家族形態によって異なる度合いで外部

的条件を組み込みあるいは活用した生活をしている。そして、小規模化した世帯、単独世帯では、内的条件としての家族内共同関係が希薄化し社会的依存度は高まる傾向にある。

このような家庭が増加するなかで、家族員の生活は、仕事の時間帯、家庭で過ごす時間の違い等から、個別化していく、それぞれのニーズもまた同一家庭内で個々に多様化していく傾向がある。1人1人の生活問題の解決を支援する観点が個人に向かっていくと、ニーズのある個人に対し外部的条件としての地域の社会資源をどうニーズに結びつけるかという発想に立って、個人、地域の関わりをみがちになる。これをベクトルで示すならば、問題と支援はつきのような図になってしまう。



しかし、個人は、ひとりぐらしを含めるが、地域で家庭生活を営んでおり、個人→家庭→地域、というプロセスで生活の広がりをもっている。家庭は家族を、地域は社会資源（人的・物的）を、具体的な人という形にして個人に対して関わりをつけていく。そう考えると、上述の双方向ベクトルによる支援と生活問題解決の図には、家族（家庭機能・家族）が欠落してしまう。

そこで、本論では、ソーシャルワークが個人支援へ焦点化していった経緯、いいかえれば家族支

援が進展しにくかった経緯について整理してみたい。つぎに、上述の家族欠落の問題に対し、家族に焦点を当てたソーシャルワーク実践の必要性を導くことにつなげていきたい。

## 1 ソーシャルワーク実践が個人支援へ 焦点化していった社会的背景

日本でソーシャルワークが個別支援にシフト化していった経緯については、問題が個別化して捉えられること、解決策が制度上個別対応であったことがあげられる。その経緯について、戦後の人々の生活の特徴として、社会的事象の変化、世帯人員の変化、社会福祉制度の対応・変化等により概観する。またそれに対応するソーシャルワークの展開経緯等を振り返ってみたい。

### (1) 戦後の社会事象の変化

戦後の復興期を経て、1960年代以降の高度経済成長期以降、人口の都市化、核家族化が進行し、近代家族が出現した。また、女性の社会進出による共稼ぎ世帯の増加、日中の保育・介護の外部化が進行した。家族機能は外部化・社会化され、人々の意識は個としての自己実現を追及するように変容していった。また、近隣関係が希薄で居住年数が短い集合住宅に生活する住民が増加し、「隣は何をする人ぞ」に象徴される伝統的アノミー型の地域モデルという環境のなかで個人主義的な生活が浸透していった。地域モデルは、いまや「個我モデル」を経て「コミュニティモデル」を志向してはいるが、以前からの個人と地域の社会資源との関係によって生活を維持・継続しようとする直線的関係による経緯が地域生活の基底に存在し続けている。

### (2) 世帯人員の変化

高度経済成長期以降の世帯人員の変化をみると、1970年にもっとも多かった世帯構成は4人世帯、ついで1人世帯、3人世帯、2人世帯と続く。2003年現在では多い順に2人世帯、1人世帯、3

人世帯、4人世帯である。1970年には核家族は57.0%、3世代およびその他の世帯は24.5%、単独世帯は18.5%であった。これが2003年現在では、核家族は59.7%、単独世帯は23.3%、3世代およびその他の世帯は17.0%であり、単独世帯が増加しており、拡大家族の世帯が減少していることがわかる。世帯動向において、高齢者世帯は1975年に3.3%であったものが、2003年には15.8%に増加している。母子世帯は1975年から2003年の間に1.1%から1.5%の範囲にあり、同年間に父子世帯は0.2%から0.3%の範囲にあり、顕著な変化は認められない。

### (3) 社会福祉の各法の適用

社会福祉の各法は、たとえば児童福祉法にみられる年齢別、障害者関連の各福祉法にみられる状態別など、個別の状況下の人に対して適用すべく制定されている。

脱施設化、社会福祉関係8法の改正による在宅優先が叫ばれる以前までは、社会福祉の対応は個人を家庭（家族）から施設へ分離させる傾向があった。1980年代以降の高齢者対策としての在宅福祉は、地域の社会資源づくり、資源の投入、調整に焦点化されていた。地域住民は担い手としての活動場面が広がり、社会資源として期待されるようになった。冒頭に記した家族不在のベクトルが展開したのである。

一方、家族としてはサービスの増加に感謝や期待を表現したが、家族機能を十分に果たしえない新たな問題を抱え、ストレスフルになり、その結果虐待が起きる等の問題の当事者となる場合が増えてきた。しかし、政策的にも支援機関の仕組み上もそういう問題を支える対策は不十分であった。同様の問題は児童の領域でも深刻化している。

このように家族に頻出する深刻な問題に対してソーシャルワーク、それ以外の隣接する専門領域では、どのように支援について取り扱ってきたのか、みることにする。

## 2 多様な専門領域による家族支援の経緯

家族支援すなわちファミリーソーシャルワークについて、わが国の展開経緯について整理するためには、このテーマが、社会福祉学よりも、心理学、法学、社会学といった領域で注目され、展開していることに関心を寄せたい。社会福祉の領域では、岡村重夫（1963）に端緒がみられるが、以後社会福祉の一分野として確たる位置を占められずにきている事実がある。岡村によればその理由として、戦後の近代家族の特質とそれにもとづく個人化、それに対応した社会福祉の法制度が考えられるという。

また、家族支援は、各専門領域によっては家族療法、家族カウンセリングなど異なる表現と内容をもってそれへのアプローチとしているため、各領域ごとの方法（療法）は互換性はあるが用語としては不統一である点を断ったうえで、各専門領域ごとに家族支援についての動向を概観する。

### （1）心理学領域における家族支援の動向

心理学では、近代家族の弊害が生み出した少子家庭の子の成長過程における問題、社会が熾烈な競争下の子どもに及ぼすひずみの問題等、児童の問題への対応として親子面接によるカウンセリングの必要を提示し、具体的には家族療法として展開している。

家族療法は、1950年代後半に、それまでフロイトの精神分析にもとづく個人療法が主流であったものに対して、システム理論にもとづき人間の行動や関係に焦点をあてた療法として、複数の心理学者によって同時期に開始された。今日家族療法の主流といえるシステム論的家族療法の代表的なものを3点あげておく。ボーエン（M. Bowen）の家族システム理論は過去に遡る多世代アプローチを特徴とし、理論重視の臨床技法を提示している。すなわち、ボーエンは過去からの家族投影過程と多世代伝達過程の産物として分化度を規定し、それを高める療法を提起しているのである。ミニューチェン（Salvador Minuchin）は、家族構造療法

の創始者として著名であり、家族システムの構造のディメンションに焦点を当てている。ミニューチェンは、現在という時の時点において、機能的に変化させ、家族の意識的理解を明確にし、家族構造の変革を達成させようとするものである。また、MRI（Mental Research Institute）では、システムの機能に焦点を当てた家族相互影響アプローチを提唱し、コミュニケーションの理論を特質としている。すなわち、人間の相互影響の過程をコミュニケーションのシステムの過程であると規定している。<sup>注3)</sup>

1970年代になると、家族療法の理論・技法は分化していく、1980年代には、人間の行動を規定するシステム思考への関心が高まり、相互関係双方向のアプローチとして、ナラティブ・セラピー、問題解決アプローチなどは、家族療法・個人療法のどちらにも使えるものとして捉えられるようになってきた。<sup>注4)</sup>

家族療法という用語は、家族心理療法、家族集団療法、家族カウンセリング、ファミリーケースワークの総称であり、一般にはシステム理論に基づいて行う心理療法を家族療法と呼んでいるというのである。<sup>注5)</sup>

インスー・キム・バーグ（Insoo Kim Berg）は、家族を維持し、子どもたちを保護し、両者を強化するような児童福祉サービスを提供するため、問題解決の合理的方法として家族療法の影響を受けたソリューション・ファーカルト・セラピーをとりあげている。<sup>注6)</sup>

### （2）法学領域における家族支援の動向

法学では、家族に関する法律として、民法、戸籍法、社会保障法、税法があげられる。家族法としては、民法第4編の親族法、民法第5編の相続法があげられる。民法1編～3編の財産法が完全者同士の対抗関係を規律するのに対して、家族法は行為能力、自活能力のいずれかが欠ける不完全者の不完全性を補完（行為的、事実的、経済的監護）するという説がある。今日では、家族法は家族員の平等、独立を相互に承認しあう、権利義務

の関係から成るとして、財産法と同一の原理で把握しようとする主張もある。<sup>注8)</sup>

また、二宮（2001）によれば、今日の家族には多様な機能があり、家族の構成員に対しては性愛の充足、生殖・保育、共同的生活保障、教育、保護・休息・情緒安定、社会に対しては、性関係のコントロール、種族の保存、労働力の再生産、文化の伝承・保持、社会の安定化などであり、これらの機能の発揮なしに社会は成り立たない。国家が社会を統治するにあたり家族に一定の役割を担わせる限り、法は家族を制度化せざるをえない、というのである。

戦後、家制度の廃止に伴って戸籍の見直しが検討されたが、戸籍法は人の家族関係を公証する制度として存続し、1組の夫婦とその子という氏を同じくする小家族が標準的な家族像として意識されるようになった、というのである。<sup>注9)</sup>しかし、家族の多様化とともに夫婦別姓への動きに象徴される男女の家族としてのあり方が問いかれ、新たな改正・改革といった課題を抱えている状況にある。

### (3) 社会学領域における家族支援の動向

社会学においては、畠中（2003）によれば、家族史的視点からひとつの社会制度として家族を認識するという。現代の家族の動向は個人化、多様化しており、家族機能の脆弱化、私事化が促進されている。そして家族は社会に対して不適応や過剰適応を余儀なくされ、プライバシーや人間性のとりでを維持することも困難となりつつある。そこに家族支援が必要となる、というのである。<sup>注10)</sup>そして家族福祉は目的概念としてのヘルシーファミリーを実現する方法であるという。その方法には臨床・実践的アプローチと政策的アプローチの2つがあり、前者は家族社会学、家族心理学、家族関係学等隣接する関連領域の専門用語を動員して学際志向を高めることができが問題解決の寄与につながるという。また、家族内の問題はプライバシーにかかわることを含み、家族福祉による支援の充実が必要で、それを前提として地域福祉的支援と

してコミュニティの資源活用やネットワークが活かされるというのである。<sup>注11)</sup>

また、社会学にもとづく、臨床社会学的アプローチとして、「生物—心理—社会」アプローチがあげられる。生物学的影響、心理学的影響、社会学的影響という三水準における行動への影響、相互作用という認識を重視し、クライエントの利益が高められるような行動変容をもたらす目標を設定し、クライエントシステムの成員との関係性に働きかけ相互作用や交渉を行うというものである。<sup>注12)</sup>

さらに、臨床社会学の応用例として社会学的カウンセリング（Sociological Counseling）という用語がある。これはカウンセリング過程に、とくに事前評価の段階に社会学的概念および認識を導入するところに特徴がある。人は主体的存在であると同時に環境の犠牲者であるという認識に立ち、困難状況に陥るとこの認識を失ってしまう。その結果一方の強度が増し、緊張関係が構成されるという。社会学的カウンセリングは行動療法にみられるプログラムにもとづくアプローチよりも主題アプローチを志向し、クライエントがより能率的・効率的に生活できるよう支援するものであるという。<sup>注13)</sup>

## 3 社会福祉学領域にみる家族支援

日本では社会福祉学の領域において家族支援、すなわちファミリーソーシャルワークは十分な展開をしてこなかった。岡村（1971）は、「今後ファミリーソーシャルワークの分野が発展するかは、家族制度の近代化の程度による。」と述べている。<sup>注14)</sup>この近代化は、家族員の一人ひとりが対等な人間としての人権の尊重とその表現ということに家族員間でどう理解し、関わりあうのかということとその程度によって進度は異なると考えられる。また1970年代以降のなかでも時期によって、家族、家族支援、家族福祉等の定義も異なるであろうし、学者によっての見解の相違もあるので、いまだ一定の定義、それに対応するソーシャルワーク実践の方法は確立していないと考えるべきであ

ろう。

鶴野（2002）によれば、日本の社会福祉は、家族が崩壊した後、家族から脱落した個人を対象とした施設収容、対象者別を特徴とするものであり、欧米の家族福祉論を日本化していく問題意識がみられ、課題として一部の研究者のなかで蓄積されてはきてはいるものの、社会福祉全体の課題とはならなかったというのである。<sup>注15)</sup>

日本の家族福祉（ファミリーソーシャルワーク）について主要な論稿として岡村重夫の著書をとりあげてみたい。記された時期と岡村氏の見解の2つの側面が反映されたものとしてみていきたい。

#### (1) 岡村重夫による家族福祉に関して

岡村は1963年に「社会福祉学各論」（柴田書店）のなかで家族福祉事業について1分野として独立させ論じている。1971年には「家族福祉論」（ミネルヴァ書房）を黒川昭登と共に出版している。この時期、他に家族福祉についての主要な著書はみあたらない。

岡村は、「社会福祉学各論」のなかで、まず、社会福祉の分野を定める2種類の基準が用いられてきたことを取り上げている。1つは対象別、2つはサービスの内容ないし種類によるものである。岡村は1960年版日本社会福祉年鑑（全国社会福祉協議会）に記載されている社会福祉の9分野がつきのような対象別に列挙されていることに批判を加えている。

- I 生活困窮者の保護
- II 低所得者対策
- III 児童福祉
- IV 母子家庭福祉
- V 老人福祉
- VI 身体障害者および精神障害者福祉
- VII 売春対策
- VIII 災害救助
- IX 地域社会福祉活動

すなわち、1つには対象者別の区分は、同一対象であってもサービス内容は多様であり、政策、専門技術、制度の社会的機能等まったく異質のも

のが同一分野に所属させられ、年金や扶助を例示して当然同一の「社会福祉の分野」であるべきにもかかわらず各種の分野にまたがるものもあるとしている。2つには、対象別分野論構成の唯一合理的根拠は、終局的に対象者個人の生活において統一的に総合されなければ効果が発揮されない「生活不可分割の原則」であるとしている。3つには、対象特性別分類よりも制度的機能ないし制度の提供するサービスの特色を基準として分野を構成した方が合理的ではないかというのである。

また、1950年の国連社会局による世界30か国への調査にもとづく社会福祉行政調査報告書の内容を取り上げ、社会福祉の分野について、「保健、教育或は雇用政策のように、専門分化された一般対策に対して附属的、補助的なものとみられる…」したがって「社会福祉の分野」は一般国民を対象とする各種の専門分化的な制度的機能の分類に従って成立する、ということから、つきのような分野内容が立てられている。

- I 保健に関連する社会福祉
- II 教育に関連する社会福祉
- III 栄養に関連する社会福祉
- IV 雇用に関連する社会福祉
- V 社会保障制度に関連する社会福祉
- VI 住宅建設および都市計画に関連する社会福祉
- VII 司法制度に関連する社会福祉

岡村は、この分類は社会自体の存続に必要最低限なものであり、社会制度は個人の生活の基本的 requirement を充足するための標準的様式であるから、個人の生活上の基本的 requirement も対応しなくてはならないとして、つきの7つの分類をあげている。

- (1) 保健衛生
- (2) 経済的安定
- (3) 職業（雇用）
- (4) 教育
- (5) 家族
- (6) 行刑・司法・道徳
- (7) 文化・娯楽

制度的機能の特色を基準とする社会福祉の分野

の規定に併行して、対象者の特色を基準とする分野の規定も取り入れ、組み合わせることで、十分な社会福祉の分野の規定に到達するとしている。そこで、岡村はつぎのような2つの分類を提起している。

#### A 基本的・社会制度の機能に関連する社会福祉

- I 経済的安定・保障制度（社会保障制度）  
に関連する社会福祉
- II 職業の安定・促進制度に関連する社会福祉
- III 医療、保健制度に関連する社会福祉
- IV 教育制度に関連する社会福祉
- V 家族関係の安定に関連する社会福祉
- VI 社会的協同の保障・促進制度に関連する社会福祉
- VII 文化・娯楽の保障・促進制度に関連する社会福祉

#### B 個人の社会関係の保護に関連する社会福祉

- I 児童福祉
- II 老人福祉
- III 母子福祉
- IV 身体障害者福祉
- V 精神障害者福祉

そして、家族福祉は、近代家族として家族は期待された家族固有の社会的機能を役割分担しているにもかかわらず果たしえないとき、社会的な問題となり、遂行可能ならしめるように援助するという意味で、固有の社会福祉の分野として成立するという。援助機能については、直接的援助機能と間接的援助機能に分類している。

- A 直接的援助機能 家族ケース・ワーク  
問題家族に対する援助
- B 間接的援助機能 ケースの分類・送致  
サービスの総合・調整

注16)

また、岡村は、社会福祉の制度の専門分化度や援助方法・技術の量や多様性の状況によっても、ある時代、ある社会の家族福祉事業の機能的内容は変容するとしている。岡村は家族福祉の分野的

意義、固有性について綿密な検討を行っており、「全体としての家族」がリッチモンドの「社会診断」以来言及されているとも指摘している。しかし、岡村の社会福祉の分野構成における家族福祉について制度等との並立に対する批判的指摘もされている。

#### (2) 岡村理論以降の家族福祉について

家族がソーシャルワーク実践として焦点をあてられたのは、問題家族として家族機能が果たせなくなった場合であり、たとえば経済的貧困に対する生活保護等の金銭給付等がそれにあたる。しかし、家族が近代化とともに個人化し、個別に対象別の社会福祉制度を活用した日常生活を営んでいる今日では、政策的な視点だけでは、結果として目的概念的福祉が充足・向上したのか把握することができない。家族員としての利用者側からみれば、ニーズのもっている本当の意味を含めての訴えどころがない状況にあるのである。このようななかで、児童の虐待問題、高齢者の介護問題等、家族がらみの深刻な問題が増加し、ソーシャルワーク実践としての家族支援は関連する専門領域と連携してあたるべき急務の課題として浮上してきている。

欧米では家族福祉、いわゆるファミリーソーシャルワークはCOS等の民間活動のなかから展開し、成熟してきている。1950年代のセントポール市の「家族中心計画」への取り組みでは、「家族を全体として」理解し処遇する試みがなされ、抵抗する家族へ果敢に出向くことによって資源活用に結びつけようとした。

日本が欧米にみる民間活動という切り口から家族に着目していると考えられるものには、自助活動をめざしたセルフヘルプの組織やグループがあげられる。それらのなかには、たとえば家族会として慢性疾患や障害、認知症のある家族をもつ者が組織化し、相互的情緒交流、当事者の社会参加、権利擁護、社会の理解促進等の活動をしている。

家族福祉の理論および研究に関しては、岡村理論以降家族福祉への着目はされながらも、前出の

鶴野の指摘のように日本国内では太田（1988）の著作<sup>注17)</sup><sup>注18)</sup>等がみられるが、社会福祉全体として1分野を確立してきたとはいいがたい。

相澤（2002）は、現在家族福祉に関するオーソドックスな定義ではなく、代表例としてつぎの定義をとりあげ、家族福祉の目的、目標の整理の手がかりとしている。

### 1 黒川昭登の定義

「家族員の家族集団への適応、および家族集団そのものの援助をとおして家庭生活の維持強化を目指す社会福祉の一分野である」

### 2 庄司洋子の定義

「個人の生活上の諸要求の充足がその人の家庭生活のありように規定されることに注目して、家族員としての個人の家族集団への適応や、家族生活をそのものの維持および質の向上を図ることを目的とする、社会福祉の一分野」<sup>注19)</sup>

庄司は「福祉社会事典」の『家族福祉』の項のなかで、家族福祉の概念について西欧と異なり日本ではいまだ未成熟であいまいであるとしたうえで、つぎのように記している。

「広義の家族福祉は公的扶助・児童福祉・高齢者福祉・障害者福祉、母子福祉等の各分野において、あるいはそれらのすべてを横断的に貫いて、福祉の実現における家族の位置や役割を重視する方法上の立場といえる。狭義の家族福祉は、社会福祉の分野としては唯一家族を対象カテゴリーとしている母子福祉と、近年とくに子どもと家族の不可分な関係に着目して従来の児童福祉を再構成しようとする家族・児童福祉という二つの分野を、その固有の領域として捉えようとする。」<sup>注20)</sup>

岡村理論以降の家族福祉の動向は、前述の他領域の家族支援への着目とその方法の導入に併行している。社会福祉領域を含め、各領域間では、生活の実態を把握できる概念としてのシステム理論の導入が共通項となっている。また、1970年代以降にジャーメインによって生態学的視座にもとづく生活モデルを具体化するエコロジカルアプローチが提起され、1980年代以降日本に導入された。

家族は生活の最小単位であり、人はそこに所属し家族システムとして安定的・発展的に機能しようとし、これを支援するのがソーシャルワークであると考えれば、家族支援がソーシャルワークにおける基本的かつ不可欠な働きかけであることは確かである。

日本の社会福祉は、為政者側の論理が優先され対象別法制度を社会福祉の各分野として取り扱ってきた結果、個別支援化が促進されたという経緯の理解と批判を前提として、ソーシャルワーク実践として、欠落してしまった家族支援を過渡的に取り込み実証・展開しながら、どう家族支援を取り込み構築していくのかということが、ソーシャルワーク研究に必須の課題となる。今後この課題への取り組みとして、つぎの2点をあげておきたい。1つには、家族支援に着目したソーシャルワークの理論研究として、複雑多様な家族の生活や環境を捉えていくためには包括統合的な視野から人間の生活に焦点化するジェネラルソーシャルワークが有効性があり、重要視されるものであることを明確にしていただきたい。2つには、そのうえでソーシャルワーク実践としてのジェネラルソーシャルワークとしての家族支援の構築について検討していただきたい。

### 注および引用文献

- 注1) 原ひろ子編著「家族論」放送大学教育振興会、2001. p.19.
- 注2) 松村祥子「現代生活論」放送大学教育振興会、2000. p.11.
- 注3) 遊佐安一郎「家族療法入門」星和書店、1984. pp63-239.
- 注4) 畠中宗一編「よくわかる家族福祉」ミネルヴァ書房、2002. p175.
- 注5) 同上 2002. p174.
- 注6) インスター・キム・バーグ著、磯貝希久子監訳「家族支援ハンドブック」金剛出版、pp30-33.
- 注7) 畠中宗一編「よくわかる家族福祉」ミネルヴァ書房、2002. pp.180-182.
- 注8) 有地 亨『家族法』、庄司洋子・木下康仁・他編

- 「福祉社会事典」、弘文堂、1999. p140.
- 注9) 二宮周平『家族と法』、原ひろ子編著『家族論』  
放送大学教育振興会、2001. pp.27-28.
- 注10) 畠中宗一『家族支援論』、世界思想社、2003. pp  
40-42.
- 注11) 同上 pp120-121.
- 注12) 畠中宗一編「よくわかる家族福祉」ミネルヴァ  
書房、2002. p180-181.
- 注13) 同上 p186-189.
- 注14) 岡村重夫・黒川昭登編著『家族福祉論』、ミネル  
ヴァ書房、1971. p 2.
- 注15) 鶴野隆浩『第3章 家族福祉の歴史的展開』、相  
澤謙治・栗山直子編『家族福祉論』勁草書房、2002.  
p22.
- 注16) 岡村重夫「社会福祉学（各論）」、柴田書店、  
1963. pp 5-19. p191.
- 注17) 太田義弘『家族療法とソーシャルワーク』「北海  
道社会福祉研究」、北海道社会福祉学会、1988. 第9  
号.
- 注18) 太田義弘『X V 家族福祉』 小田兼三・高田  
真治編著『現代社会福祉』、川島書店、1986.
- 注19) 相澤謙治『第2章 家族福祉の意味と視点』相  
澤謙治・栗山直子編『家族福祉論』勁草書房、2002.  
pp11-12.
- 注20) 岡村重夫・黒川昭登編著『家族福祉論』、ミネル  
ヴァ書房、1971. p 2.
- 注21) 庄司洋子『家族福祉』「福祉社会事典」、弘文堂、  
1999. p140